

山野河海と救荒

菊池 勇夫

はじめに

弘前藩の元禄八（一六九五）年の飢饉についての記録である「耳目心通記」のなかに、著者添田儀左衛門が「前代未聞」と驚愕せざるを得なかつた、中里村という所の一家一三人全員が痛ましくも餓死したという話が出てくる。餓死に至つた経緯は次のようなものであつた。秋半ばの頃から米一粒もなくなり、山野に雪が積もらない間は、「木の葉を拾ひて食物とし、或は草の根をほりて、朝夕のかて」とした。神無月になり、

山や谷に雪が降つてきてからは、田面に出て根芹を摘み、あるいは田の刈り取つた後の稲の根を掘つて食べた。しかし、雪深くなると、そうした採集もできなくなつて、食物が絶えてしまつた。家族皆が枕を並べて打ち伏し、爺・婆がまず落命したのち次々餓死していく。最後に残された十代の娘・男子も親・兄弟の死骸を食へたものの、長くは生きられなかつたのだといふ。⁽¹⁾

この一家は、物乞して歩くとか、藩の施行小屋に入るとか、思いあまつて盗みを働くとか、さらには他国に地逃げするといつた道を選ぶことなく、ひたすら自力によつて飢えを乗り切ろうとしたかにみえる。結果

的には餓死してしまつたが、ここで着目しておきたいのは、「木の葉」「草の根」といつた山野の恵みが、常の食である米ないし雑穀が尽きてしまつたとき、自活のささやかな希望であつた点である。これは、右の一家のような個別例にとどまるものではなく、飢えを凌ぐため近世の村民に共通するごく当然な行動様式であつたといつてよいだろう。海の産物もまた、山の産物と同様非常食の役割を担つていたかと推察される。そこで、本稿では、救荒という側面において、山野河海が民衆生活史のうえでどのような意義をもつていたのか、関心を寄せてみたいと思ふ。

一 山野に出る

飢饉史料をみて気づくことのひとつは、飢人たちが「山野に出る」とか「山に登る」といつた記述がよく出てくることである。

(1) (三月)わらびの根と^(マヤ)ころ堀方々の山々へ男女大勢登り堀候事、何様ニもしらべがたし。村ニ五五六拾人、又ハ三四拾人、又は式百人位、山峯へ上ル。しかし穀類給不申候ゆへ、身体よわり、漸少宛根ところ、草木の葉を取風情なり。給物持参せざる者は山々にて、歟

木割等杖や枕にいたし、死居候者数々在り、誠に目の当らぬ仕合也。⁽²⁾

〔田畑大不熟諸人飢渴覚書〕 仙台藩・宝曆六⁽¹⁾一七五六年)

(2) 在方他散せぬ者ハ八月廿二、三日より蕨の根を穿二皆々子供を負て山へ登り、いづれも九月下旬迄山居し又穀は不喰さ蕨の根ばかり故、大に疲れて戻り弱き者ハ死す。⁽³⁾〔平山日記〕 弘前藩・天明三⁽¹⁾一七八三年)

(3) 諸作少しも不実……において田畑横になし、取物とりあへず、

死物狂ひに日々山野に出て葛・蕨の根へとりかゝる。此時手廻り不残出る。風雨を事ともせず、勢力を尽し土を穿ち働かし事九月・十月・十一月・十二月、此四箇月一日も無暇、唯喰仕事にて日を送りぬ。

扱十二月迄すてに五箇月、ひたもの・葛・わらび・丸子葉の根・

茅の根・其外いも・百合、何にても見当次第に、はたらき取り、身を養ふといへとも、三日に一度も穀物を喰はされは、身も疲れ、色黒く、髪は禿と成り、髻乱し、齒あらはにして、さながら餓鬼にして人間とは思はれず、〔飢歳凌鑑〕 盛岡藩、天明三年)

(4) 九月中⁽¹⁾山え登、ふき、みつの類、取方、糧に相用申候。尤、蕨の根、掘方、粒糶等を挽白にかけ、粉にして、根花をつなきに入、ねり食し申候。山牛房之葉、よもぎを取、稗、蕎麦、糠杯を粉にして、右牛房葉を入、餅に致候得ハ、一段給能御座候。仍、女童山へ登、取方相用申候。又野に出て色々の草をつミ、粥に煮て食し申候。誠に正月七草の粥のことくに御座候。

蕨の根を掘方に、市野々、達古袋、野山へ、両村ハ不及申、三黒

沢、赤萩、山ノ目ち、山え登り候者、三百人已上宛、登申候。山え小屋懸ケ、泊り居、掘方致候者、数人御座候。雪降り申候而も、払除、掘方いたし候。大雪に相成、掘方休ミ、春に相成、又々山え登り、雪二尺以上も有之候を相払、掘方致申候。蕨相出そたち候得ハ、粉も出不申、掘方相扣申候。〔飢鐘記〕 盛岡藩、天保四⁽¹⁾一八三三年)

右の引用は、そうした一端を示すにすぎないが、農民たちは、田畑の損毛が甚だしいときには「田畑横にな」して収穫を放擲してしまい、益後あたりから山野に出て蕨・葛の根を掘るなど、食物になりうる糧の採取に精力を注いだことを示している。「子供を負て」とか「手廻り不残出る」とあるように、家族総がかりで野に出、山に登ったのであった。しかも、山へ小屋懸けして泊込みで蕨を掘る「山居」の者もあつたし、山野に入ったのはよいがそのまま飢死にする者も少なくなかつた。大雪が降れば不可能な作業であつたが、春先ともなると雪をかきわけてでも根を掘つた。農民ばかりでなく、「天保四五年氣候書」によれば、盛岡の「近在は勿論、町々方も日々山え出懸ケ、蕨の根、ふき、ところ、したミ、何れ食に宜しき草の実、木の実、我もくゝとひろい、」近在山々一めん人斗⁽⁶⁾であつたという。凄まじい食料獲得への執念というほかない。山野草はふだんでも食されたが、飢饉時の依存度には比較できまい。

近世農民の山野利用については、村民の場合、農業生産や日常生活とふかく結びついた、苜蓿肥料・まぐさ・薪炭・木材など多様な用途が注目され、用益権や入会慣行、あるいはそれをめぐる紛争などに関心が寄せられてきた。それは総じて農業を基本軸に据えた山野の位置づけということになるだろうが、飢饉史の観点から山野をみると、やや異なつた

イメージが作れるように思われる。そもそも農業生産の壊滅的な損毛によつて生命の維持ができなくなるところに飢饉の本質があるのであり、そうした危機の回避、緊急避難の場としての山野がクローズアップされてよいだろう。領主による救済の手や、村の備荒貯蓄が充分でなく、他者からの施しもさほど期待できないなかでは、山野は誰にも頼らずに自力で食物を獲得できる唯一の共益の場であつた。自然採集の、いわば「原始」の世界に回帰し、大地のふところに抱かれることによつて餓死を免れようとしたのである。

「常」の田畑に対する「非常」の山野とでも対比させることができるが、近世の村社会にして飢饉時に山野への依存が少なくなつたことをみるならば、中世以前にあつては尚更であつたとみるべきだろう。たとえば、鎌倉幕府は、正嘉三（一二五九）年、「諸国飢饉」のもとで、飢えに窮する「浪人」が「山野江海」に入るのを締め出そうとする。「在所の地頭」の行為を禁じているが、そうした法令の背景には、「遠近侘僚の輩」⁸「浪人」が、「或は山野に入りて薯蕷・野老を取り、或は江海に臨みて魚鱗・海藻を求」めて「活計を支」えているという認識があつたからである（「追加法」三二三条）。飢饉が繰り返されることに、「山野に入る」民衆の長い生活史のあつたことを忘却できない。

ところで、飢饉非常時の山野に入る行為が、日常の山野をめぐる権益の範囲にとどまつたのか、それともそういった制約を踏み超えていたものであるかは吟味してみる必要がある。盛岡藩領の現矢巾町の「川村家記録」によれば、天保四年の飢饉のさい、村民たちは「此節（九月）山物取に在々より山方へ参える事、葛の根、ところ掘り夫れ夫れ禁法し

てたべ⁸」たという。ここで「禁法」してというのは、おそらくは藩の留山に無断で入つて採取したことを意味しているであろう。そして、翌十月には「此節山物堀又は、炊料山下し置かれ候事、有難き事に候」という領主の特別の許可が出されている。ここから読み取るべきは、飢饉にあつては禁を犯してもかまわないという農民側の意識と、「十月始めより御年貢の御責付殿敷事に候」であつた領主側も山野については、むしろ御救として放任もしくは開放する姿勢にあつたことだろうか。領主の飢饉対策のなかで山野がどういう位置づけにあつたか、節を改めて検討することにしよう。

二 御救山

天明の飢饉のさいの盛岡藩の場合をおもにみていくことにしよう。盛岡藩は天明三年九月、盛岡城下および近在の「諸士在町」を救済するために、「近山」の松山を「焚料」として与えた。⁹ 上田丁・三戸丁以下には川又村江戸ヶ沢御山（松山）・同所足ヶ沢御山（松山）、本町・油町以下には庄ヶ畑村笹目平御山（松山）・同姥子沢御山（松山）・同三吉沢御山（松山）などといった「山割」を決め、自由に山に入らせて薪を取らせた。しかし、この「御救山」の外に勝手に入り込んで、「所々御用木」に障る事態が発生する。「帯刀致候身分之者も主立」になつて禁を犯したといふ。¹⁰ そこで、御山の取り締りを厳戒にするとともに、さらに一一月、東根通鹿渡村蜂ヶ森御山など雑木山・松山を薪山に追加指定している。¹¹ こうした「焚料」山は、全領的範囲に及び、「篤篤家訓」¹²によれば、飯岡

通二ヶ山、徳田伝法寺通七ヶ山、日詰長岡通一三ヶ山、雫石通九ヶ山、大迫通二〇ヶ山、沼宮内通二三ヶ山、福岡通二九ヶ山、五戸通二五ヶ山、野辺地通二ヶ山、花輪通三八ヶ山、城下町通并寺社方四一ヶ山の、計二〇九ヶ山にも達していた。

表1は、盛岡藩「雑書」(家老席日記)によつて、天明三年七月から翌年六月までの一年間に、領内の村・給人・寺社より出された立木の伐採願を書き出してきたものである。全部で四〇例を数えるが、給人からの願いも基本的には給地百姓の救済という性格のものである。これによれば、一部不許可になつた願いもみられるが、渴命・困窮・極窮の「御救」を求めた下され願いの多くは、「御元々御勘定頭」の吟味により、そのまま許可された。地域的には田名部通や花輪通など林産地帯が多いが、ここでは自家用というよりは、伐採した松・杉・松あるいは雑木を、建築用材木、薪(春木)、桶木・木炭などとして加工・商品化し、それを販売して換金することがおもな目的であつた。花輪代官所管内の領境の村々の場合には、銅山で使う炭・薪の御用買上げをよく押し出している。販売にあつても、十分の一役など税がおおむね免除・軽減されるのがふつうで、救済的性格が配慮されていた。このように、藩が指定した新山とともに、御救願いによる伐採がひろく許容され、飢饉下の百姓救済策として山野の利用を積極的に認める姿勢が藩にはあつたことを示している。

ところで、表1中に出てくる蕨根や野老掘りに必要だという「庭板」、あるいは「根たれ船」とは何であるうか。ちなみに、飛騨地方の蕨根掘りの民俗例では、タレブネという澱粉を沈殿させる槽があつて、木を刮

りぬいた槽(フネ)のことであつた。⁽¹³⁾「根たれ船」はおそらくこのタレブネに該当しよう。「根たれ船」用の大木が必要だというのは、前述したように、食料欠乏のなかで皆が急遽蕨根掘りに取り懸かつたからで、澱粉取りの道具の用意がなかつたという慌てぶりを読み取ることができよう。「庭板」についてはどういう道具なのかよくわからない。

いうまでもなく、この「御救山」は飢饉時に特別に認められた時限立法であつた。天明四年一〇月、その解除にあたつて次のように触れている。

御領分中山林立林之儀、先達て厳敷就被仰付候、諸御山格別宜相成候、然所去年不作にて諸人及困窮候砌、近郷諸御山松木為御救数ヶ山被差出候所、年柄も相直候之間、右御救山此度被差留候条、以後心得違之者共有之候ハ、捕押可申出候、惣て御百姓共え家材木被下置、尤、地頭依頼木数被下置候も有之候、御山守共吟味方自然と相弛、猥ケ間敷儀も有之様相聞得候、甚心得違之致方候間、弥前々被仰付置候通、急度吟味可仕旨被仰付候。(下略)⁽¹⁴⁾

年柄も直つたからには「御救山」を差止め、元どおりに「立林」の管理を厳にするという禁令である。諸藩は立林・留山等の名称で樹木利用材につよい規制を加え排他的な独占を図つたといわれ、木材が重要な国産であつた盛岡藩もとりその例外ではなかつた。ただ、ここで重視してよいのは、通常の領主規制にもかかわらず、飢饉という非常事態にあつては、立木といえども民衆の利益に供されるべきと考えられている点であろう。山野の公共的性格をみないわけにはいかない。さらにいえば、「御救山」は新や材木の伐採を認めていたのであつて、葛・蕨・野老の根、しだみ(どんぐり)類の木の実、落やみずといった山草などを採

取すること自体については、禁止・許可のいずれにせよ、とくに関心を示していないことである。立林であつてもそれらの採取は放任・黙認されてきたと読み取るべきであろうか。

天保の飢饉のときも、盛岡藩では「御山」は「御救山」として開放されている。「飢饉考」によれば、天保四（一八三三）年九月一〇日、「當年不作」により「一同困窮」しているので、諸士諸医諸組付の者、および盛岡城下・近在の住民に対して、「御山」を特定し、「御救薪御山」として下されるといふものであつた。⁽¹⁵⁾ また、一〇月二六日には「凶作に付御百生共へ御救山薪料に被下置旨被仰出」ており、天明の飢饉の例にならつていたことが知られる。翌五年一月晦日には「年柄も相直」つたとして「諸山立林」への立ち入りを厳禁しており、御救山の時限的性格がここでも読み取れる。天保七（一八三六）年にも同様の薪山開放がみられるが、内容が大差がないので説明は省こう。

ところで、盛岡藩における多様な階層による天保期の諸闘争を分析した保坂智氏が、「藩有林不法侵入闘争」と命名した闘争形態がある。氏が作成した「天保期南部藩諸闘争年表」によれば、⁽¹⁹⁾

- ① 天保3年6月4日 上田通東中野村 藩有林不法侵入
- ② 天保4年9月7日 飯岡通猪去村・上鹿妻村・上飯岡村・太田村 数百人、藩有林不法侵入、数日つづく
- ③ 9月15日 厨川通下厨川村 藩有林不法侵入、高札を打ちやぶり、山奉行へ開山を訴う
- ④ 9月16日 伝法寺通小屋敷村 数十人、藩有林不法侵入
- ⑤ 12月 長岡通赤沢村 藩有林不法侵入、数十人山肝

煎・山守の警備を破る

- ⑥ 天保5年1月19日 五戸通七崎村・志戸岸村・浅水村 御救山入山
〔22日〕に事寄せ集会、数百人代官所まで強訴、村役人指導
- ⑦ 1月 上田通江柄村他 数十人、藩有林不法侵入

の七件（⑥を除けば六件）が知られる。これらの記録に書き留められるような事件化した「不法」入山は、おそらく氷山の一角にすぎず、飢饉下の窮民たちによる小規模の禁法破りは制御できないほどに広範に及んだのではないかと推察される。前述のように、天明の飢饉下にあつても、同様の事態であつた。非常時には領民のために開放されるべしという、山野の公私共益的な民衆的正当性の観念が入山行為の底流にあつたといふべきで、これを阻ぼうとする領主権力の力が強く働いてくるとトラブル化するという関係にあるといえるだろう。

以上、盛岡藩の飢饉下の窮民政策をみるなかで、「御救山」の問題が浮かび上がってきたわけであるが、つぎに、「御救山」は盛岡藩における特殊な飢饉対策であるのか、あるいはそうではなく、もつと広範にみられる一般的な現象であつたのか検討してみたい。

詳しく分析できるだけの準備はないが、結論的にいえば、盛岡藩の「御救山」のごとき事例は珍しくない。気づいた範囲で東北諸藩の事例を挙げてみよう。まず、八戸藩であるが、「御勘定所日記」⁽²⁰⁾ 天明三年八月二八日条に、「久名井通御百姓共当年至而不作二付、五戸・三戸・福岡御代官所二而葛蔵等掘取申度願出候二付、御田地支不相成様、先年之通被御承知置度旨、御代官所ら三ヶ所へ文通申達ス」とみえる。藩境で接する盛

岡藩領の五戸・三戸・福岡御代官所管内に、葛・蕨の根を採取するために越境したいという名久井通百姓の願いである。代官の掛け合いにより、福岡通嶽野平および三戸通黒森への入り込みが代官の掛け合いで認められている(九月五日条、九月二一日条)。八戸藩でも、盛岡藩でもみられた「ねたれ船」に相当するものであろうか、苦米地・剣吉・上下名久井通の百姓が「葛船」を一軒に一つずつの下付を願ひ、五七九軒分が許されている(九月二一日条)。

弘前藩では、「天明卯辰日記」によると、天明三年八月の下旬であろうか、「桧杉之外雑木井所々村々館山森林之分迄、在方為御救開山被仰付候、桧山も不苦分ハ御手当可被仰付候⁽²¹⁾」と、桧山の伐採までも事情によつては認めるという思い切つた開山政策が取られている。この開山については、他の記録でも、たとえば「平山日記」に「御建林、御建山開山被仰付為御救ヒ当十月より来三月迄、袖取願被出次第被仰付候」、また「佐藤家記」にも「天明三年九月朔日、此度杉桧之外雑木山井漆奉行預館山村館山林之分、在方為御救開山被仰付候⁽²²⁾」とみえ、確かな事実といつてよいだろう。

宝曆飢饉のさいの仙台藩でも、「かねてわらび根ところ掘候山所ハ勿論、覚なき山所、外心付之所々願之上、御林等迄被明下、いせ船とも大木被下置、町場在々群集して、毎日山野へ入込掘取ル事、大山も赤はねと成⁽²³⁾」(「荒歳録」岩谷堂近辺)、または「所々御林も被明下、野根井松皮取、湯命凌候様被仰付候⁽²⁴⁾」(「年代記」加納家の記録、真野村)といわれ、やや意味不明のところもあるが、「御林」が開放されていた。ただ、この仙台藩の場合には、盛岡藩や弘前藩と違って、樹木の伐採を認

めるまでには至っていない。その他、相馬藩でも、「壬辰^(甲)(天明四年)二月是迄御家中薪山として、山上並木御林同秋迄御明被置候處、自身取の為、愛宕山桧の沢西山若林半分御明被成候⁽²⁶⁾」(「天明救荒録」とあるように、この場合には武士に限つてのみき山であるが、「御山」の開放がやはりみられる。

やや不十分な論証で、今後には精査が必要であるが、御救山の慣習はひろく存在していたことは認めてよいだろうと思われる。非常のさいの山野の救荒的役割は、藩によつて「御救山」の実態は一様ではないにしても、民衆および領主がともに共有する天下の大法であつたと評しても過言ではあるまい。

三 救荒食の製法と商品化

1 野老の製法

山野の恵みをどのように料理して食べるかというのは、民衆の大きな関心事であつたに違いない。常の食でないものの食べにくさを克服するための努力がみられ、たとえば第一節の引用(4)に、牛蒡の葉は稗や蕎麦などの粉に混ぜて餅にすると食べよいとみえるのも、そうした知恵であつた。ここでは、いわゆる救荒植物の主要なものひとつである野老(ところ)を例に取り上げ、近世における山野草の製法・食べ方の工夫といつたものの展開を垣間見てみようと思う。

野老は、ヤマノイモ科の蔓性多年草オニドコロで、山野に自生し、草

藪なども記した。「和名抄」に「味苦少甘無毒燒蒸充糧」とみえ、また「古事記」や「延喜式」などにも出てくることから、すでに古い時代から根を食用ないし薬用としてきたことが知られるが、苦味という難があらって、飢餓のさいの非常食として利用されても、常の食にはなりがたかった。

表2は、奥羽地方の飢饉関係史料を中心に、目に触れたかぎりでの野老の食べ方を列挙してみたものである。これからわかるように、野老の製法でもっとも腐心しているのは、苦味(毒・しぶ)をどうやって除去するかであった。苦味を抜くには、細く切り刻むか搗き砕いた野老を、(1)流水につけておく、(2)よく煮て水(流水)に浸す、(3)茹でて水に浸すとしても、灰(あく)水で煮る、(4)同じく白水で煮る、(5)同じく米糠を混ぜて煮る、といった方法があり、このうち、灰水を用いるやり方がひろく普及していたように思われる。また、製法としては、飯のかてや餅にするために苦味を去ればよいというものと、j・k・sにみられるように、澱粉(はな)を取ることに主目的があったものとの、二様があったといえよう。いずれにしても、手間ひまのかかる作業であった。

野老の食べ方としては、飯のかてとしてもよかつたが、蕎麦粉・麦粉・米のしいななどと混ぜて搗き、餅にして食べることが多かつたように窺われる。救荒食で餅にするのは野老に限られたことではなく、たとえばcの「天保四五年氣候書」は、ところ餅の他に、蕨の根餅、大豆餅、松皮餅、したみ餅、キンぴら餅、にんぢん餅、小ぬか餅、さらじ餅を凶作のときの飯料の足しになる餅としてあげている。⁽²⁸⁾山野草ではないが、藁だんご・藁餅というのも奨励された食べ物であった。餅にすると食べや

すいというだけでなく、商品として売りやすいといった側面もあつたといえよう。尤も、飢餓が進行すると、製法どころでなくなり、掘った「其場にて焚火して炙り、直ちに食ひたり」(「人首風土記」というのが、真に迫つていよう。

ところで、表2のなかで、f・m・o・pは若干表現が異なるものの、野老の製法、老人・病人などの食の禁止、便秘の処方(ただしpに記載なし)ともに、ほぼ同内容の記載である。このうち、もっとも時期的にはやいf「民間備荒録」は、周知のように一関藩医建部清庵の著になるもので、江戸後期に板行されてくる救荒書のさきがけとなつた。明和八(一七七二)年刊行のあと、たびたび版を重ね、後につづく救荒書に大きな影響を与えたが、m・o・pの野老の記述も「民間備荒録」から採つたものとみて間違いあるまい。m・o・pには共通点があり、o「かて物」は米沢藩主上杉治憲撰になり、享和二(一八〇二)年板行し、各村に配布したものとして有名なものであるし、またm「かてもの」も、天保五年正月、飢饉にあえぐ村々の「御救」として、「上山役所」(上山藩)が「かてもの」調書」を板摺にして各村に与えたものである。p「かて物考」は中村藩侍医の手になり、天保四(一八三三)年の飢饉のさい、「御用人」から「御右筆役所」に心得のため渡されたものという奥書があるから、藩の求めによつて書かれた可能性が大きい。「民間備荒録」自体が侍医による藩主への献策であり、その写本が家老によつて村々に下付されたというから、その相通する性格が、m・o・pにそのままに取り入れられやすかつたといえるだろう。

k「天保四癸巳年記録」もまた、「民間備荒録」の、野老の性質につい

ての「味苦、性平、無毒」という記述を引用しており、領主権力に連なる人士だけでなく、民間の老農・篤農的な人びとにまで読まれ、ひろく流布したことが窺われる。ただ、ここで注意しておきたいのは、野老の製法に関しては「民間備荒録」の文章をそのまま書き移すというのではなく、「第一弁利」の法とか、今は流行らないといった記述にみられるように、その土地の経験知に基づいて書かれているとみてよい。kは二井田村（現大館市）一関市五郎が、十二処町肝煎吹谷和右衛門が後世のために書き遺した記録を借りて写したもので、まさに民間の書であった。

「民間備荒録」の野老の記述は、あるいは土地の知識によったといえるかもしれないが、「邑長・保正に教へ、飢民を救はしめ」ようと、上からの民衆教化を強く意識した本書は、「救荒本草」など和漢の本草書の知識に多くを依存していた。³⁰確かにその取捨選択において経験主義的態度が表れていたとしても、民間の経験知との間には、引かれる一線があったというべきか。

野老の製法だけから、あまり多くのことを語り過ぎてはいけませんが、そもそも飢饉時に山野に入って木の葉や草の根を採取するのは、民衆生活それ自体に備わっていた知恵であった。仙台藩医佐々城朴安が「救荒本草」「救荒野譜」の中から、奥羽で得やすく毒のない草木を撰んだという、hの「救荒略」（天保四年）もまた、先の「かて物」などと同じく、飢饉時に領主によって各村に配付されたもので、村肝煎の手になる凶荒記録に綴じ込められて後世に残された。その表紙に、肝煎は「從御上、被仰出、此書物被渡下候付、何も心見給候ニ、誠ニ結構成事、飢饉凌見事無之也」と記していた。³¹「凌見事無之」を、まったく役にたたないもの

だと解しうるとすれば、そこに民衆知とのギャップをみないわけにはいかない。各地の貴重な生きた経験知が文字を媒介にして交流されていくのであれば、その役割きわめて大というべきであるが、文献に頼るだけの簡略にすぎるのはほとんどその用をなさなかったとみてよいだろう。いわゆる救荒書の刊行が天保の飢饉から俄に増えだし、明治期になつてさらに隆盛の観がある。これらが民衆知との関わりでどのような位相にあるかは、たとえば塚本学氏の仕事に示唆を受けながらもっと子細に検討すべきかと思うが、今後の課題としておきたい。

2 野老の商品化

ところで、江戸期、野老の有用性に着目してもっとも詳しく述べたのは、おそらくsの大蔵永常「広益国産考」であった。表2に示した製法のほか、異名・生態、効能などに説き及ぶ。永常について多くを語る必要はないが、「農家の術」を究めるため、諸国を遊歴して農業の實際を学んで歩いた体験の学は、民衆の経験知に根ざした農学の展開を示すものであった。そうした永常の学問の特色が、野老の製法にも生かされ、自分で実際に試したところが記述され、読者も製法を追体験できる具体的な内容になっていた。

野老に永常が関心を寄せたのは、それが「国産となるべき物」と認識したからで、葛・蕨・草薺の三種は、「飢饉のとき掘りて飢をたすく」というだけでなく、「掘りて粉となしうれば農家にはよき稼となる物」であった。³³野老の製法で、「大白の粉」づくりを示しているのは、商品とし

て売れることを明らかに意図していたからであろう。苦味のため人びとから敬遠されている野老も、苦味さえ去れば、商品経済の展開のもとで、救荒植物から徳用作物に転換できると考えられたのであった。

もとより、蕨や野老といった救荒食の商品化を考えたのは、永常の独創というわけではなかった。それより早く、天明六年のこと、江戸浅草心月院門前の家主与市なるものが、野老の苦味を抜き、「割麦の如く製し夫食とし、又葛の如く製して、食物にも糊にも用ふる工夫」をおこない、願いにより幕府から「蕨薺之間屋株売場」を公許されることとなり、諸国に新店を設けて売りひろめようとしたことがあった。³⁴幕府は、「蕨薺を以夫食等二致し候儀御触書」まで出し、³⁵救荒対策として野老の製法の普及、商品化に期待していた。

諸国の野老製品の一手買上げ、販売独占をねらった与市の企てがうまく成功したとは思われないが、幕府の力を後ろ盾とするまでもなく、飢饉時には地域市場(経済圏)のなかで、たとえば、「其外松皮餅、菓餅色々の食物、市日には山の如く売出し候」(天保四癸巳年記録)³⁶といわれるように、救荒食がひろく販売されていたことは確かなことである。前節との関わりから野老を中心にみていきたいが、根花やメノコなどとならんで、「穀物値段」「諸相場」のなかに加えられて記載された救荒食のひとつであったが、それだけ野老がたくさん売られたことの証左でもある。野老の相場が分かる事例をあげてみると、

盛岡 宝暦六年春・一升二八文余(白米一升九二〇四文)「乙亥飢饉之年書留之写」³⁷

八重畑村滝田村(現石鳥谷町) 天明四年二月九日・一駄二五〇文・

一升二五文(米一駄九貫三〇〇文・一升一四〇文)「八重畑村滝田村与五兵衛天明三年卯七月ヨリ氣候写」³⁸

土沢町(現北上市) 宝暦六年・一升一五文位「更木村万書留帳」³⁹

角懸村(現江刺市) 宝暦六年二月・五升五〇〇六〇文、同四月一日

七五文、四月二日七〇文「田畑大不熟諸人飢渴覚書」⁴⁰

人首村(現江刺市) 宝暦五年・五升一〇〇文(米五升五三〇文)「人首村風土記」⁴¹

首村風土記

岩谷堂(現江刺市) 宝暦六年二月・切干ところ一升一五文、同三月

〆四月・同一八〇一九文「荒歳録」⁴²

天明四年四月初・五升二二〇文位(米五升八〇〇文)「下門岡凶作記」⁴³

凶作記

相川村(現前沢町) 天明三年一〇月・五升六〇文(米五升三〇〇文)

「寛永歳中ヨリ不作蔵栖永代記」⁴⁴

上衣川馬懸(現前沢町) 天明四年一月・五升九五文(米五升五三〇

文)「天明三癸卯大飢饉之前後増書置候事」⁴⁵

仙台 天明三〇四年・一升一二文「天明飢饉」、天明四年一月一升三

〇文(白米一升二〇〇文)「天明三癸卯凶年」⁴⁷、天保八年二月・

一貫匁四〇〇五〇文「天保年間記録」⁴⁸

相馬 天明三〇四年・四〇文(基準量?)「天明救荒録」⁴⁹

といったデータが得られる。奥羽地方では、とくに宝暦飢饉や天明飢

饉のさいに盛岡領や仙台領を中心に野老が売られ、一升につき一〇文台

から三〇文までの値段がついていたことが知られる。高騰した米値段と

比較するとはるかに安いといえるが、場合によっては平時の米値段に匹

敵するほどの価格であったことになる。救荒食といえども、「去ぬる天明三年の饑饉にも、南部津輕仙台辺餓死者夥しく、金銀貯置たる族は「ところ」と云物を買求て之を喰て命を助かり」といわれたように（「救荒孫之杖」）、富裕な者が米の代用食として野老を調えたのであり、飢えに窮迫した下層民衆が買えたかはきわめて疑わしいといえるだろう。

『三戸郡誌』のなかに、盛岡藩金田一村の家族一〇人の百姓が天明飢饉のさいに、餓死しないために食料をどう確保したか、という興味深い史料が要約的に紹介されている。⁽⁵¹⁾ それによれば、「穀物、あも、野老の類いづれも升勘定にして調置不申候得ハ渴死致候二候」といい、この家族は、貸付けていたほまち金を返却させて、手持ちでは不足する分の食料の購入をしている。野老を買ったという記事はみえないが、救荒食であるあも（蕨根のでんぶん）は三石二斗調達している。おかげで飢死せずに助かったというのであるが、この百姓の場合、下男・下女の「家来」を抱え、また名子をもつほどの上層農民であったことが「升勘定」を可能にしていた。しかし名子の一家を救うことはできず餓死させてしまったという。こうした事例からみると、商品化された救荒食は必ずしも下層民衆のものではなく、飢えた下層民衆がもしそれを必要とするなら、自力で蕨や野老を掘るしかなかったのである。

四 海産物と救荒

飢饉時の食物として山野の恵みとともに注目すべきは、海草・魚といった海の産物であろう。そこで、海産物が非常食としてどのような意味

をもっていたのか、天明飢饉における南部地方（盛岡藩・八戸藩）を例に検討してみよう。

救荒食として代表的な海産物は「めのこ」（海布子）であった。「めのこ」というのは「昆布を細く切ったもの」（『日本国語大辞典』小学館）で、岩手県九戸郡では「刻んだ昆布と稗を混ぜて炊いた飯」を「めのこめし」と言ったように（『日本方言大辞典』小学館）、飯を増量させるのに用いた。「和布之粉」⁽⁵²⁾（「卯辰築」）、⁽⁵³⁾「女の子」⁽⁵⁴⁾（「飢饉考」）、⁽⁵⁵⁾「昆布粉」⁽⁵⁶⁾（「篤焉家訓」）などと当時は書いた。「飢饉考」によれば「沸湯に漬てうるかし、其後水四五日晒し能々揉み洗ひ始終水に浸し置糧に用、是に上中下の差別有、野田通より出るを上品とす、沓升あれば煮て既に沓斗程と成」るものであった。ただ、「昆布をつき粉にして干したる事」⁽⁵⁷⁾（宝暦五年之亥飢饉之年書留之写）という説明や「和布之粉」「昆布粉」という表記からすれば、細かく刻んだものだけでなく粉末状のものもあつたかに想像される。また、「糠稗え、ふのり、若布など刻み加えて飯粥にして食も有」⁽⁵⁸⁾（「凶作見聞集」）といわれているから、昆布だけでなく若布（わかめ）などの海草類が同じように食されたことが知られよう。

こうした「めのこ」は、飢饉時には昆布・若布の産地である三陸漁村でたくさん製造されたと思われ、城下や在町に販売された。天明の飢饉を例にとると、八戸城下で天明四年一月三日「地和布之粉」一升五〇文・「久慈和布之粉」一升二〇文まで⁽⁶⁰⁾（「卯辰築」）、久慈で四年閏正月一斗五〇文・二月一斗二〇文⁽⁶¹⁾（「飢鳴聞書」）、五戸で天明三年「八月下旬より料米の足しとて、海蒼昆布、或は女の子と申者、当所にて沓貫文に付

七斗、下は八斗、九月になり四斗五六升、十月十一月三斗に成申候⁽⁶²⁾、宮古で天明三年八月く四年麦秋一升一〇〇文⁽⁶³⁾〔須賀原文書〕・同三年秋冬一〇〇文⁽⁶⁴⁾〔幾久屋文書〕・同四年春一五〇文⁽⁶⁵⁾〔御水主文書〕・田老で天明三年冬一升五〇文より八〇文まで⁽⁶⁶⁾、同四年春一升二〇〇文まで⁽⁶⁷⁾〔年代記〕、などといった市相場が立っている。盛岡城下については不明だが、宝暦飢饉のさい一升三〇文余⁽⁶⁸⁾〔宝暦五年乙亥飢饉之年書留之写〕あるいは一升六五文⁽⁶⁹⁾〔篤焉家訓〕、天保飢饉⁽⁷⁰⁾〔天保七年〕のさい一升二〇〇文⁽⁷¹⁾〔飢饉考〕で販売されていることから類推すれば、天明飢饉のさいにも「めのこ」が盛岡に入っていたものと思われる⁽⁷²⁾。

飢人たちは山野に入ると同様、海辺にも向かった。八戸藩では、天明飢饉のさい「辰ノ閏正月ニ至リ、穀物売買無之候之間、海草而已ヲ食ヒ候。右海草藻・ヒヂキ・布海苔・若和布之類ハ多クコレナキモノ故、角股菜・ズルモ・摩幣菜杯ト申シテ、古来ヨリ聞キ馴レザル名ノ磯菜トモテ、在々町々ニテ浜浦ヘ参リコレヲ取り命ヲツナギ申候⁽⁷³⁾」〔卯辰築〕、また「御町在々より色々の得ものを拵て、日々海辺へ下り、海草を取もの櫛の歯を挽かことし⁽⁷⁴⁾」〔天明凶歳録〕といわれるように、海草の採取権の有無にかかわらず、在々町々の飢人は浜に入り込み、ふだん食しない「磯菜」にまで殺到したという。しかし、海草を食べ続けて生命を保持できるわけではないから、海辺をさまよう飢人たちが餓死を免れることは極めて困難であつたらう。

ところで、漁村は魚類に恵まれているので、穀物類が欠乏しても餓死状態にまで陥ることは少ないのではないかと想像されるが、その点はどうなのであろうか。三陸沿岸の山田町の場合、天明の大飢饉の時、「無種米

壹升四百文迄任候得共、頃鯨漁事大漁ニて当地の人か津連死ト申ハ無御座、他所他国より来り候ものもらへもの斗沢山ニ死申候⁽⁷⁵⁾」〔柳沢家文書〕であつたといわれるように、鯨の大漁が飢えを救つたという例がある。鯨は他史料から考えると「赤魚」でないかと思われるが、山田の赤魚は宮古や久慈方面へもたらされた。宮古では、「翌春赤魚漁沢山御座候て、先は荒増之者南山田・大沢え参候て、赤魚調参候て、朝夕之飯料致候、但しつかれ申候節肴斗も余り不宜候ト相見得、肴を強喰事致候者至て込、相果申候、決て赤魚ノ油わた不宜候⁽⁷⁶⁾」〔三浦家文書〕とあり、久慈でも四年閏一月十日勘右衛門が釜石より赤魚八七〇〇本、また二月四日には吉郎兵衛が山田大浦より赤魚六八〇〇本を買い入れ、飢人救済に当てている⁽⁷⁷⁾。八戸の鮫湊にも、山田産であろうか、四年春赤魚の入船がみられる⁽⁷⁸⁾。

久慈湊では、天明三年「秋漁事少々御座候て、いかふ諸人助けに相成申候。尤いわし巻かこに付巻貫式三百文仕」と、秋鮭漁が一時凌ぎとなつた。久慈湊の水鮭の漁事高は三年八月く九月三日二〇六貫文、九月四日く二日一八六貫文、九月二日一七四貫文であつたが、それ以後の漁事は「喰料」に当てたといわれ販売されなかつた。八戸藩では、この久慈湊の他には「御領内少しも実取不承候」〔飢喝聞書〕であつたといひ、非常な不漁であつた⁽⁷⁹⁾。「凶歳録」でも、「十一月廿三日之頃迄鮭少々ツ、取レ申候、夫より雪振申候而網引揚申候⁽⁸⁰⁾」と述べている。八戸の不漁は、内陸の盛岡領五戸などにも「此月(十二月)迄、例年沢山に売出し申す肴・鰯・鯛・鮭・鯖・串貝・かすべ鱈・鱒・鯨・鯉節、是等一向に売出不申候⁽⁸¹⁾」と、もろに影響が出ている〔飢歳凌鑑〕。

魚類の不漁に襲われた漁村は、凶作時には農村に劣らぬ悲惨さであった。八戸藩の天明四年「鮫御役所日記」のなかに、たとえば、次のような記事が見い出される。

一私儀式人乗漁船壹艘并小網壹張所持仕、是迄仮成相統仕罷在候処、近年打続不漁之上、去秋凶作ニ罷成至而難渡仕候、殊更子供共渴死仕、網引共茂旧冬方段々渴死仕候へは、船網所持相統仕兼候二付、

揚網ニ茂可仕哉と奉存候処、同村平八と申者望申二付、船網共二相払申度奉存候、右之段御訴奉申上候、以上

正月廿四日

種指村 助右衛門

取立役 甚助

一私儀鱒小網壹張所持罷在候処、去秋凶作不漁二付、拾六人之手廻共去秋方段々餓死仕候而、私并拾六歳罷成候子共壱人相残罷在候而、其上網中間共茂段々餓死仕候而四五人外無御座候二付、右小網所持相統仕兼候間揚網仕度奉存候、右願之通被仰付被成下度奉願上候、以上

閏正月廿一日

白浜村 孫助

取立人 甚助

ここに、比較的内容のある二例のみをあげたが、他にも漁船・網の売却、揚網、塩釜の休釜願いが天明四年一月から三月にかけて頻発している。この二例ともふだんは「仮成相統」してきた網主・漁船持ちの上層漁民と違ってよく、後者の例は一六人家族のうち一四名が餓死するとい

う痛ましきであった。八戸藩は飯料の確保から高級魚を除いて、「下肴」「粕」「五十集」の類の津出しを全面的に禁止したが、もともと不漁であったからさほどの効果はなかった。漁民たちは仙台領に穀物を求めて出船したが、仙台領もまた劣らぬ凶作であった。たまたま奇鯨があると、「近郷方群衆致候而切取」という状態であった（「御勘定所日記」四年三月一六日条）。

こうしてみると、天明飢饉のダメージが農村ばかりでなく、漁村をもまた奈落の底に突き落としていた。赤魚の大漁に恵まれた一部の地域を除いて八戸藩・盛岡藩の三陸沿岸漁村もまた農村部に変わりなく、あるいはそれを上回って飢饉の惨状を呈していたことになろうか。盛岡領下北地方の漁村についても、詳しくはわからないが、同様餓死人が数多く出たようである。⁽⁸⁰⁾一見、魚の獲れる漁村にはケカチがないように思いがちであるが、実態は大きく違つてよいだろう。

天明の飢饉の場合、松前藩の鯨漁が凶漁となったことも不運が重なつたといえようか。それまで隆盛を極めていた松前・江差の「前浜」での鯨漁が天明二年頃から怪しくなり、三・四年には皆無状態となった。これがのちに追鯨というかたちでの蝦夷地での新たな鯨漁の転機となつていくわけだが、「飢歳凌鑑」が「松前鯨旧冬（天明二年）より春迄一向に参不申候。風聞に松前にしんとれ不申、格別の困窮故、多く人払ひ被仰付候由」と記しているように南部地方でただちに噂となつている。八戸藩では、三年七月八日、塩飽船頭長十郎が積荷「身欠にしん」四〇箇を売却するために鮫湊に入津（「御勘定所日記」同日条、あるいは四年二月四日湊村船頭平七らが松前へ「にしん積」に船を廻したいと願出た（「鮫

御役所日記)、という記事がみられるもの、三、四年の身欠にしんの移入量はかなり少なかったと思われ、四年四月「魚類はいまた高直にて松前みかき鯉十本に付三十式三文仕候」(「飢喝聞書」)とあり、なかなか一般民衆の口に入るものではなかった。松前藩は米穀・味噌・酒との引き換えてなければ、干物類の移出を認めない方針であったから、なおさら不流通であった。

北奥地域を凄惨な餓鬼道の世に落とした天明の飢饉の原因を考えると、主因は他にあるとしても、松前の鯉漁の凶漁を含め、魚類の不漁が少なからず影響したことは、以上のささやかな検討からみて認めざるをえないと思われる。魚が豊漁ならば、赤魚の恵みによって山田町では餓死者が出なかったといわれるし、また、天保四年の飢饉のときのように、「五十年已来の凶作に御座候、然共海は鯛大漁にて、大方手間取湊江罷越申候」(「諸事書留覧」)と、浜は労働力の吸収の場ともなりえたのである。

おわりに

昭和初期、東北地方は天明・天保の飢饉以来と云っていい凶作・飢饉に襲われた。周知のように、農村の疲弊や婦女の身売り地獄が大きな社会問題となり、政治的にはファシズム化の契機となったわけだが、当時の新聞記事のスクラップ帖をもとに編集された『新聞資料東北大凶作』を読んでいて、とりわけ「凶作地を見る4・岩手県の巻B」と題する特派員報告(昭和六年「東京日日新聞」)が目を引いた。

この地方(二戸郡小鳥谷村)の人たちは国有林、御料林内の檜の実栗の実、わらびの根掘り、山ぶどうをとりに出かける、檜と栗は稗米についての常食とされてゐたが、今年は開花期の冷雨で檜も栗も殆ど実を結ばず、村民は朽葉をあさって、これ等の実を血眼で探し求めてゐる、檜の実を乾燥してたくはへ灰汁に沈めた上煮て黄粉をつけて食べる、全く味がなくゴソ／＼して腹をふくらすのみである、栗は煮たまゝ食べる、ワラビの根はたゝいて澱粉をとってこれを団子にして黄粉をつけ上等の菓子代りにする。

この惨状に対して御料局では収穫皆無地の免租をはじめ御料林を薪炭用材として無償に近い価格で何千石といふ程払下げることゝなつた、飢ゑてのめりさうになつても山間の郷里に執著の村民が唯一の光りはこの払下げ山林の薪炭材を内密に商人に転売して利鞘をとることゝ部落の老若男女があげて東京、横浜向の薪炭製造と運搬夫となつて食物を購ふ代を得ることである。⁽⁸⁵⁾

その一部を紹介してみたが、本稿の論点がほぼそのままに昭和初期の東北の山村に生きていたことが一目瞭然だろう。木の実・草の根といった山の恵みが、米や稗が不稔になつたときのかげがえのない食になつたし、また食べるための製法が脈々と受け継がれてきていたのである。農耕社会にあつても、「常」の田畑に対して、「非常」の山野というべきものが生活のなかに組み込まれ、救荒に果たしてきた長い歴史を正当に評価しなくてはなるまい。

国有林や御料林に入つて自然の恵みを採取し、また、薪炭用材を無償に近い価格で払い下げてもらふというのも、「御救山」の慣習の系譜で考

えることが可能であろう。藩政期、立山・立林などと呼ばれた領主による樹木の排他的な独占がなされた「御山」であつても、非常時には民衆救済のために開放されるべきものとされ、蕨根などの採取はもとより、材木・薪の伐採が認められることがあつた。「御山」は近代になつて官林に編入され、村の入会用益権が締め出されていくといわれるが、⁽⁸⁶⁾それでも右の事例は山野の公共的性格がまったく失われたものでないことを示している。

また、右のスクラップ帖には、岩手県知事が県下の「凶作民中特に救済を要する六万七千名」の窮民に対して、「塩、味噌、鰯の施給を声明し」、さらに「栄養不良のため瘦せ衰へて行く凶作民に栄養を与へるべく五万貫の昆布を県費で購入施給すること」を決定したという新聞記事⁽⁸⁷⁾（『東京日々新聞』昭和九年一月一四日）がみえる。海産物と救荒の関わりについてもその重要性を改めて気づかせてくれる。

このように、昭和初期というわずか数十年前の歴史的経緯としても、山野河海の救荒的性格は消え失せてはいなかつた。本稿では近世の東北地方に限定して、山野河海の人間生活に果たしてきた役割を飢饉史の観点から浮き上がらせてみた。飢饉史、あるいは山野河海論の深まりに多少とも益するところがあれば幸いである。

註

(1) 『日本庶民生活史料集成』第七卷（三一書房、一九七〇年）二九六—二九七頁。

(2) 『近世社会経済史料集成』第四卷飢渴もの上巻（大東文化大学東洋

研究所、一九七七年）三二七頁。

(3) 『平山日記』（みちのく双書第二二集、青森県文化財保護協会、一九六七年）四一九頁。

(4) 前掲『近世社会経済史料集成』第四卷飢渴もの上巻二六六頁、二六八頁。

(5) 同前三六四頁。

(6) 『近世社会経済史料集成』第五卷飢渴もの下巻（一九七七年）四七一頁。

(7) 『中世政治社会思想』上（日本思想大系21、岩波書店、一九七二年）九二頁。

(8) 『矢巾町史』上巻（矢巾町、一九八五年）七七二頁。

(9) 横川良介「飢饉考」（前掲『日本庶民生活史料集成』第七卷所収）五一〇—五一二頁。

(10) 「御家被仰出」（『藩法集9盛岡藩』上、創文社、一九七〇年）六一四頁。

(11) 前掲「飢饉考」五一五頁。

(12) 岩手県立図書館所蔵。

(13) 『技術と民俗』上巻（日本民俗文化大系第一三巻、小学館、一九八五年）五六—五八頁。

(14) 前掲「御家被仰出」六二五頁。

(15) 前掲『日本庶民生活史料集成』第七卷五三三頁。

(16) 同前五三六頁。

(17) 同前五五七頁。

- (18) 同前五六七—五六八頁。
- (19) 保坂智「南部藩の諸闘争と藩政」(『天保期の人民闘争と社会変革』上、校倉書房、一九八〇年)一二〇—一二四頁。
- (20) 八戸市立図書館所蔵。
- (21) 豊島勝蔵編著『津軽の飢饉史』(森田村古文書研究会、一九八〇年)二二頁、三八頁。
- (22) 前掲『平山日記』四一四頁。
- (23) 『津軽歴史代記類』(みちのく双書第七集、一九五九年)二三三頁。
- (24) 阿刀田令造『郷土の飢饉もの』(仙台郷土研究会出版部、一九四三年)九一頁。
- (25) 『石巻の歴史』第九卷資料編3近世編(石巻市、一九九〇年)六八—五頁。
- (26) 前掲『日本庶民生活史料集成』第七卷三五〇頁。
- (27) 『古事類苑』植物部一(吉川弘文館、一九八五年)一一〇七—一一二頁。『図説草木名彙辞典』(柏書房、一九九一年)二六四頁。
- (28) 前掲『近世社会経済史料集成』第五卷飢渴もの下巻四七四—四七五頁。
- (29) 前掲『近世社会経済史料集成』第四卷飢渴もの上巻三〇〇頁。
- (30) 『日本農書全集』18(農山漁村文化協会、一九八三年)改題参照(安孫子麟・守屋嘉美執筆)。
- (31) 前掲『近世社会経済史料集成』第五卷飢渴もの下巻六七二頁。
- (32) 『塚本学』都会と田舎(平凡社選書、一九九一年)第四章「民衆知と文字文化」。
- (33) 『広益国産考』(岩波文庫、一九七七年第2刷)六二頁。
- (34) 『増訂武江年表』1(平凡社東洋文庫、一九六八年)二二八頁。
- (35) 『徳川禁令考』前集第五(創文社、一九五九年)二〇六頁(二八五四号)。
- (36) 『大館市史編さん資料』第八集(大館市史編さん委員会、一九七三年)五五頁。
- (37) 前掲『近世社会経済史料集成』第四卷飢渴もの上巻一六〇頁。
- (38) 同前一二二頁。
- (39) 『北上市史』第九卷(北上市、一九八三年)五〇九頁。
- (40) 前掲『近世社会経済史料集成』第四卷飢渴もの上巻三一六一—三一八頁。
- (41) 前掲『近世社会経済史料集成』第四卷飢渴もの上巻二九三頁。
- (42) 前掲『郷土の飢饉もの』五二—五三頁。
- (43) 前掲『北上市史』第九卷六七九—六八〇頁。
- (44) 『前沢町郷土史資料』(萬葉堂書店発売、一九七二年)二六三頁。
- (45) 同前二六六頁。
- (46) 前掲『郷土の飢饉もの』一八八頁。
- (47) 『天明天保に於ける仙台的飢饉記録』(無一文館書店、一九三二年)五〇頁。
- (48) 『続郷土人として』(仙台郷土研究会出版部、一九四〇年)六一—四頁。
- (49) 『相馬市史』五資料編2(相馬市、一九七二年)六八八頁。
- (50) 『日本近世饑饉志』(学芸社、一九三五年)三九八頁。

- (51) 『二戸郡誌』(名著出版、一九七七年縮刷版) 三八三―三八五頁。
- (52) 『近世社会経済史料集成』第四巻飢渴もの上巻二一九頁。
- (53) 同前書二六四頁。
- (54) 『日本庶民生活史料集成』第七巻(三一書房、一九七〇年) 六七八頁。
- (55) 岩手県立図書館所蔵。『宮古市史』資料集近世五(一九八九年、宮古市) 一三六頁。
- (56) 注(54) に同じ。
- (57) 『近世社会経済史料集成』第四巻飢渴もの上巻一六〇頁。
- (58) なお、岩手県宮古市重茂石浜では、戦前までは、乾燥させた後に「甘い白いもの」が表面に出るものを「コンブ」といい、一方「しよっぱいもの」が出るものを「メノコ」と称していたが、現在ではほとんど区別をしないで「メノコ」と称している(『三陸沿岸の漁村と漁業習俗』上巻二二九頁、東北歴史資料館、一九八四年) とい、メノコの意味には時代的变化があるようである。
- (59) 『近世社会経済史料集成』第四巻飢渴もの上巻一八五頁。
- (60) 注(52) に同じ。
- (61) 『日本庶民生活史料集成』第七巻四二七―四二八頁。
- (62) 注(53) に同じ。
- (63) 『宮古市史』資料集近世五、一一五頁、二五〇―二五二頁。
- (64) 同前書一六三頁。
- (65) 注(57) に同じ。
- (66) 注(55) に同じ。

- (67) 『日本庶民生活史料集成』第七巻五六五頁。
- (68) 南部産メノコは、秋田藩大館方面にも流通していた。「天保四癸巳年記録」に、「南部より参候和布の粉と云ハ壱升煮て六七升二成ル」などとみえる(『大館市史編さん資料』第八集五四頁)。
- (69) 『近世社会経済史料集成』第四巻飢渴もの上巻二二三頁。
- (70) 『青森県叢書』第七編(青森県学校図書館協議会、一九五四年) 二六九―二七〇頁。
- (71) 『山田町郷土史料集』第一集(山田町教育委員会、一九六三年) 四七頁。
- (72) 『宮古市史』資料集近世五、二六〇頁。
- (73) 『久慈市史』第五巻史料編II(久慈市史刊行会、一九八七年) 五六頁。
- (74) 『鮫御役所日記』天明四年(マイクロフィルム)『近世の廻漕史料』東北編』所収、雄松堂。
- (75) 『日本庶民生活史料集成』第七巻四三〇―四三一頁。
- (76) 八戸市立図書館所蔵。
- (77) 『近世社会経済史料集成』第四巻飢渴もの上巻二六六頁。
- (78) 『天明の「飢饉記」』(志津川町誌資料集) 1、志津川町、一九九〇年) 一一三頁。
- (79) 八戸市立図書館所蔵。
- (80) 『原始謏筆風土年表』上(みちのく双書第九集、青森県文化財保護協会、一九六〇年) 一三九―一四〇頁。
- (81) 『近世社会経済史料集成』第四巻飢渴もの上巻二六一頁。

(82) 『日本庶民生活史料集成』第七卷四二八頁。

(83) 『松前町史』通説編第一卷上(松前町、一九八四年)七八三〜七八五頁。

(84) 『十和田市史』資料篇(十和田市、一九七八年)一〇五八頁。

(85) 『新聞資料東北大凶作』(無名舎出版、一九九一年)一七頁

(86) 丹羽邦男『土地問題の起源』(平凡社選書、一九八九年)二三九〜二五九頁。

(87) 『新聞資料東北大凶作』四八頁。

(宮城学院女子大学学芸学部教授)

表1 盛岡藩「御救山」(天明3年7月~同4年6月)

天明3・7・27	野辺地惣百姓/渴命に及び難儀につき、蕨根掘りたく「庭板松木」1人に3本づつ、103人へ109本(ママ)下されたい/許可
3・10・10	鹿角花軒田村百姓/当年不作助かりようなく、御救として二ヶ森御林のうち1尺5寸廻~2尺5寸廻の「本木」2,500本下され、松春木など剪出したら銅山御用として買上げられたい/許可
3・10・14	花輪代官所境付石鳥谷村・黒沢村・松館村百姓/冬には渴死の体なので、境付100間のうち黒沢御山栃沢より村杉までの間、御境苜分より5間除き、御用木の外松・雑木くだされたい。銅山入用炭並びに花輪売木にして助かりたい。10分1役御免/許可
3・11・11	三戸大向村喜右衛門/大石ヶ沢御山のうちへ親喜右衛門が植えた杉のうち当年不作手廻助命のため、3尺廻より2尺5寸廻まで150本下し置かれ、桶木として売りたい/不可、代わりに15貫文支給
3・11・11	花輪代官所長嶺村百姓/不作助命のため長嶺村銅山付御林山堀沢御山松木を頂戴し、銅山入用に炭焼し売りたい/許可
3・11・13	野辺地給人奥村市郎兵衛/馬門村のうち川渡頭の雑木立林(宝暦12年願い上げ10ヶ1下し置かれる)、当年不作につき私並びに百姓へ薪山にくだされたい/許可
3・11・16	五戸代官所/御救薪山、山奉行吟味17ヶ山被仰付
3・11・27	明王院/新庄村不動堂社内 <small>の</small> 小松焚木に盗まれるので、目立つ木は除き、小松の分焚料に剪り取りたい/許可
3・11・28	野辺地代官所横浜通8ヶ村百姓/困窮につき御救檢山下されたい/許可、ただし出材木売買は野辺地湊に限る
3・11・29	岩手郡年行事西福院/当年不作につき御救として樹木杉目通2尺廻より1尺5寸まで20本下されたい/許可
3・11・29	田名部大畑町惣百姓/極窮の者御救として大畑御山のうち湯之沢生檢材木海陸御役御免で2,000石目下されたい。杣取は辰巳兩年/許可
3・12・1	野田市左衛門/知行所向中野通代官所広宮沢村百姓困窮につき、百姓屋敷居垣添の松250本程(4尺廻より2尺廻まで160本、2尺廻以下小松まで90本)手当として下されたい。/許可
3・12・1	上田通上米内村/大堂ヶ沢御山このたび薪山に下されたが、相届き兼ねるのでさらに栃沢・白口・口浜の3ヶ山松栗1,000本程下し置かれ、板小割物小材木丸太にし、末木は春木にし、下小路川下をしたい。/松ばかりを下しおかれる。また小割物などは来辰9月限取出し無役での払いを認める
3・12・5	田名部代官所脇野沢村惣百姓/細間沢御山八ツ家戸御山2ヶ山御救として来辰より3ヶ年無役でくだされたい/許可
3・12・7	花輪代官所用野目村百姓/困窮につき銅山御山のうち前平御山の松木くだされたい/許可
3・12・14	田名部正津川百姓/荒川大上ヶ御山の先年剪跡にある定寸の材木、家1軒につき元木450本宛19軒に御救として、海陸御役御免で下されたい/許可
3・12・14	田名部町検断・宿老/奥内村三助運上山の小田野沢村滝野沢村御山出材木、巳午兩年分海陸御役御免に下されたい。その分150俵を調え御救米にあてる/許可
3・12・22	田名部大平村惣百姓/見守り立林の杉目通5尺廻より5尺4寸廻までの15本御救として下されたい/4尺廻10本下される
4・閏1・12	中野筑後/知行所長岡通代官所内彦部村の「高之目林」およびその地尻・地頭に松雑木2、3尺廻より以下1万本ほどあり、田畑日影、また百姓薪料差支により、救として剪取りたい/許可
4・閏1・19	野辺地伊右衛門/知行所厨川通滝沢村姥屋敷新田披立兼ねの土地に飛松3尺廻より2尺廻まで150本ほどあり、百姓助命のため家材木炊木に使わせたい/許可

- 4・閏1・21 上田通代官所上米内村八幡稻荷神社／小杉成木の障りになる悪木10本を払い、飯料を調べ凌ぎたい／5本許可
- 4・閏1・24 毛馬内境付濁川村小坂村百姓／葛蕨根野老を掘り助命したいので「根たれ船」に使う「新を部御山」桂悪木13本下し置かれない／許可
- 4・閏1・27 下河原勇助／知行所寺林通代官所松林寺村の畑荒地にある松1尺廻より2尺廻、および小柴、百姓炊料の手当として剪取り、右場所追々開立したい／差支あり不許可
- 4・2・7 花輪境付川部村惣百姓／御境夜明嶋通100間のうち水落10間除いた90間通の雑木を炭春木に剪出し、銅山ないし花輪に売りたい。春木1間につき200文、炭1竈につき1貫250文礼銭差上げるが、10分の1役は御免下されたい／許可
- 4・2・11 長谷寺／三戸通代官所内知行所百姓渴命につき、境内の杉8尺廻より7尺廻までの悪木6本手当として下されたい／許可
- 4・2・15 花輪八兵衛／知行所宮古代官所内八木沢村百姓の手当のため、知行所添駒込御山松元木5尺7寸廻以下470本、外雑木ともに下されたい。松元木は家材木として地払、雑木・松枝は炊料に使わせたい／許可、材木川流しは不可
- 4・3・17 宮古住居佐々木甚五兵衛／宮古赤前村知行所皆無につき、居屋敷の杉10本・桧16本・樺26本剪取り払いたい／許可
- 4・3・27 三戸野瀬観音別当助之進／社領地皆無につき、観音林の杉5尺廻より3尺廻まで15本下されたい／許可
- 4・4・4 赤前勝左衛門／知行所宮古代官所内赤前村植立ての杉「五分之御取分」のうち1,500本頂戴の願い去月許可、右木数他払したい／許可
- 4・4・9 下厨川村古館八幡別当円識坊／社内の杉松桧葉11本下されたい／差支えあり不許可（このあとに九本下され願いあり許可）
- 4・4・10 木村仲右衛門／零石通舩沢村知行所仕付手当のため、知行所観音地面の杉5尺廻より3尺6寸廻まで25本、10分の1御免で頂戴したい／許可
- 4・4・10 柳沢本宮祠官斎藤出羽／弟子大沢村十二所権現別当斎藤織部極窮につき、権現社木の杉8尺廻1本・9尺廻2本下されたい／許可
- 4・4・15 上田村黒石野百姓／助命地地相続のため黒石野山松4尺廻より以下300本栗（悪カ）木の分下されたい／差支えあり不許可。再願あり、凌通沢目通の悪木200本許可。杣取の材木、薪ともに城下払
- 4・4・16 川守田弥五兵衛／三戸川守田村知行所百姓渴命手当のため、屋敷の雑木（樅・樺・槻・杉を除く）70本程剪取り炊料に払いたい／許可
- 4・4・16 同人／知行所毘沙門堂別当新助渴命につき毘沙門林の杉3本栗雑木残らず炊料に剪取って払い、助命したい／栗を除き雑木のみ許可
- 4・4・29 高田稻荷祠官佐々木丹波守／社内植立ての4尺5寸廻の杉1本、3尺廻より1尺5寸廻までの19本、御救として下されたい／許可
- 4・5・1 赤沢白山別当慈徳院／貧窮につき白山社内の6尺廻1本、5尺5寸廻1本下されたい／許可
- 4・5・4 上田通代官所加賀野村内赤重・鍋倉百姓／渴命に及び、野山手入れ自然立林となった御山の松栗雑木とも下されたい。炭・春木・小材木に払う／身沢御山赤重御山のうち大影・小影御山下される？（緩じ目）
- 4・5・16 米田勇七郎／知行所五戸代官所内米田村百姓取続きのため、たれ原御山松本木4尺以下より500本および細工屋舗御山松700本下されたい。松本木は家材木に払い、松枝は炊料に使わせる／許可
- 4・5・19 高橋治右衛門／知行所零石通代官所安庭村百姓困窮につき、助作畑添居久根の松木3尺1寸廻より5尺5寸まで30本剪取り売木にし、百姓手当にしたい。10分の1役御免／許可

注 凶作の御救を理由としない、寺社の修復等の入用に充てるものは表から除いた。

出典 『盛岡藩家老席日記』（雄松堂マイクロフィルム版）

表2 トコロの製法

- a 稗糠へ野老と大豆を加え、搗き合わせて摺り、味噌をつけて食べる。また、野老に塩をつけて食べる。
 (「凶作見聞集」、盛岡藩、宝暦飢饉)
- b 灰水で煮上げて乾かし、白で搗くだき上皮を去って、また灰水で煮て用いる。苦味あっても身に障ることなし (「自然未聞記」、盛岡藩、宝暦飢饉)
- c 野老を刻み、日に干し、白でついて毛皮をとり、それから「あく(灰)水」で三〜四回さらし、苦みを去る。飯のかてにしてもよいし、餅にしてもよい。餅にするときは蕎麦の粉を入れて搗き、大豆の粉をつけて食べると、至極よい。(「天保四五年気候書」、盛岡藩)
- d 土のついたまま煮揚げ、汁をとってよく洗い、細かく刻む。「ほどあく水に立て、又煮揚」げてよく洗い、熱湯に一日一夜入れて毒を取る。トコロに大麦・小麦の引粉や米のしいなを取り合せて、搗き混ぜ、だんご餅などにし、煮あげて大豆の粉をつけて食べるとなおよい。(「仙台飢饉巻」、宝暦飢饉)
- e 細かに刻んで灰でゆであげ、土気が強く苦いので、念を入れ、水にさわす。これに米粉を入れて搗き、野老餅にし、大豆の粉をつけて食べる。大豆粉を取り合せて搗いてもよい。(「荒歳録」、仙台藩、宝暦飢饉)
- f 横に切り、よく煮て流水に一夜浸せば苦みが去る。また、灰湯でよく煮熟し、水を換えて二宿ほど浸し、さわして後、麦・米の類と合わせて、炊飯し食する。冷利な性なので、病人・虚人は食べてはいけない。久しく食して大便秘結したときは、白米をひきわり稀粥にして度々飲むと腹がぐだり毒がなくなる。(「民間備荒録」、宝暦飢饉、一関藩)
- g 生のまま搗き碎くと、ぬらぬらした汁がでる。この汁が苦みで、よく洗って煮、さわして用いると苦みがない。また、細かく切って炭水で煮、それを白水で煮、さらにさ湯で煮、二、三日さわして用いてもよい。(「天明飢饉」、仙台藩)
- h 苦みがあるといって用いない者があるが、草や木の灰を熱湯で掻きたて、その澄まし汁で煮て、水に浸しておけば、草薺に限らず苦みや渋みがなくなるものである。久しく食べて浮腫泄瀉・大便不便となったときは、三因方解毒を用い、米の稀粥に焼塩を少し加え度々飲ませると、腫れがひき、大便も元のようになる。(「天保中野子崎村凶作記録」所収の佐々城朴安撰「救荒略」、仙台藩、天保四年)
- i 油粕へ草薺を入れ餅にする。(「天保年間記録」、仙台藩)
- j 土気を洗い、幾度か白水で煮、細く刻み、餅などに色々取り合せて搗く。また、念を入れた製法としては、土気を洗い毛をよく取り、生のまま搗くか、おろしにするか、あるいは石の上で打ちつぶすかして、熱湯にいれ、もみだし、かきたてる。泡がでるうちは幾度も湯水を入れ替え、泡を流す。そして、箆を通すと濃くたまる。これを花餅・だんご・練り粥に用いる。箆に残る「実」(さね)も細かく刻み、かてにし、また餅・だんごとしてもよい。苦みは少しもない。(「加納家の記録」、仙台藩、天明飢饉)
- k 製法には種々あり、「第一弁利」の法というべきは、毛を去り、石の上に置いて槌で潰し、その後白で搗き、箆へ上げて漉し、また「木綿袋えかけ通り」すると水底に粉(花)がたまる、というものである。箆のうへの「あらし」はさらに搗き、「袋の内なる細末と同じく」桶へ入れて掻き回せば泡がでる。これを二、三度水をかえて流す。「泡の不立を度(ノリ)ニす、夫を煮事一返し水を替る」ほどよくなり、こうすれば灰水を用いる必要がない。別の製法に、毛を去り、細かく刻み、煮て干し、蓄えておくというものもある。これは、必要なとき、水に数回浸すか、また煮るとよい。さらに別の製法として、生野老の毛を去ったものを細かに刻み、桶に入れ、これに澄んだ強き灰水を煮立てて注ぎ蓋をしておくというのがある。湯が冷めれば苦みが抜ける。これを箆に取り上げ水でよく洗い、灰水で煮て柔らかくする。さらに白水・「かさ水」で煮て水で洗い流して用いてもよい。ただ、この製法は手数がかかるので流行らなくなった。(「天保四癸巳年記録」、秋田藩)
- l 槌でつぶし、「むただか布」(科の木皮で織った布)に入れ、流水に一日一夜つけておくとも苦みがとれる。これを「かて」に用いる。トコロだけでは食べにくいので、打大豆・小豆とまぜるとよい。(「天保年中巳荒子孫伝」、新庄藩)
- m 横に切ってよく茹で、流れに一夜ひたせば苦みがない。また、灰水で茹で二夜ほどさわしてかてものとする。ただし、老人・病人・病後の者にはよくない。大便がまったときはおもゆを飲むべし (「上山見聞随筆」所収「かてものの調書」写し、天保飢饉)

- n よく洗って毛を取り、細かく小口切りにし、灰水で焚き、一夜川に漬け、しぶを出す。また、白水で「焼て飯焼き」にする。(「違作凶作日記」、天保飢饉、尾花沢代官・幕領)
- o 横に切り、よく煮て流水に一宿ひたせば苦みが去る。また、灰水でよく煮、二宿ほど水にさわし、かて物とする。老人・病後の人・病人は食べるべきではない。久しく食べて大便が詰まったときには、稀粥(おもゆ)にして度々飲めば、はらくだりして毒が消える。(「かて物」、享和二年、米沢藩)
- p 細くさざみ灰水でゆびき、流れに二夜ほどさわし、苦みを去り食べる。老人・病後の人は食べるべきではない。(「かて物考」、天保飢饉、相馬藩)
- q 苦みを去るには、米糠を掻き混ぜて煮熟する。糎を入れ餅についてもよい。苦みがあつては食べにくい。(「孫謀録」、天明飢饉、会津藩)
- r 横に刻んでのち、製法は葛粉におおよそ同じ。また、細かく刻み、挽割麦にまぜ飯にするのは上品である。ただし、病人・弱人は忌むべきである。久食し大便が秘結したときは、白米を水煎じ度々呑むとよい。(「救荒孫之杖」、天保飢饉、越後)
- s 水で洗って髭をむしりとり、これを碓で搗き、残らず潰す。桶に箆を置き、それに搗いたものを入れ水をかけて揉むと粕が箆に残る。粕はまた碓で搗き、箆に入れ同じく水をかけ揉む。この桶の水を布袋に入れて、竹ないし木の簾を置いた別の桶に乗せ、棒で豆腐を絞るように押さえて絞ると、粕が袋に残り、桶に水が溜まる。溜り水を約一日澄ましおけば、下に葛粉のように白く固まり、これがとところの粉である。そのまま「包丁にておこし日に干す」と鼠色の粉になる。「おこさず」に、また水に入れ掻き混ぜ、一日置いて上水を取る作業を四、五度繰り返して干しあげると、白葛粉と変わりなく、大白の粉になる。いっぽう、粕のほうは強い灰汁で煮あげ、流れ川にひたし、三、四日置けば苦みが抜ける。麦飯・粟飯を焚いて火が引くころ、これを上に置き交ぜて食べれば、糎の足しになる。(大蔵永常「広益国産考」、天保一五年)

出典 a 『近世社会経済史料集成』第四卷(大東文化大学東洋研究所、1977年)185頁、b 『日本庶民生活史料集成』第七卷(三一書房、1970年)482頁(「飢饉考」、c 『近世社会経済史料集成』第五卷474頁、d 『郷土の飢饉もの』(仙台郷土研究会出版部、1943年)16—17頁、e 『郷土の飢饉もの』84頁・91頁、f 『日本農書全集』18(農山漁村文化協会、1983年)123頁、g 『郷土の飢饉もの』192頁、h 『近世社会経済史料集成』第五卷676—677頁、i 『続郷土人として』(仙台郷土研究会出版部、1940年)614頁、j 『石巻の歴史』第九卷(石巻市、1990年)712頁、k 『大館市史』第二卷(大館市、1978年)237—238頁、「大館市史編さん資料」第八集(大館市史編さん委員会、1973年)52頁、l 『日本庶民生活史料集成』第七卷709頁、m 『上山市史編集資料』第一八集(上山市、1976年)122頁、n 『尾花沢市史資料』第一輯(尾花沢市、1986年)147頁、o 米沢市立図書館所蔵、p 『相馬市史』五(相馬市、1971年)714頁、q 『日本庶民生活史料集成』第七卷369頁、r 『日本近世饑饉志』(学芸社、1935年)408—409頁、s 『広益国産考』(岩波文庫、1946年)151—166頁